

<p>二 法第十条第一項の規定</p> <p>ハ 法第九条第一項の規定による一般旅券に係る渡航先の追加の申請を受理すること。</p> <p>イ 法第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請を受理すること。</p> <p>ロ 法第八条第一項(法第九条第三項、第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、一般旅券を交付すること。</p> <p>ニ 法第十条第一項の規定</p>	<p>を妨げない。</p> <p>ロ 法第五十九条第三項の規定により、認可外保育施設に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告を行うこと。</p> <p>ハ 法第五十九条第四項の規定により、認可外保育施設に対する同条第三項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること。</p> <p>ニ 法第五十九条第五項又は第六項の規定により、認可外保育施設に対し事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。</p> <p>ホ 法第五十九条の第二項の規定による事業開始の届出を受理すること。</p> <p>ヘ 法第五十九条の第二項の規定による同条第二項に規定する届出事項の変更等の届出を受理すること。</p> <p>ト 法第五十九条の二の五第一項の規定による施設の運営の状況の報告を受理すること。</p> <p>チ 法第五十九条の二の五第二項の規定により、施設の運営の状況等を取りまとめ、公表すること。</p> <p>一の三 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(別に知事が定めるものを除く)イ 法第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請を受理すること。</p> <p>ロ 法第八条第一項(法第九条第三項、第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、一般旅券を交付すること。</p> <p>ハ 法第九条第一項の規定による一般旅券に係る渡航先の追加の申請を受理すること。</p>
<p>鳥橋市 伊万里市</p>	
<p>ト 法第七十六条の二第一項の規定により、指定居宅サービスマス事業者に対し厚生労働省令で定める基準を遵守すべきことを勧告すること。</p> <p>チ 法第七十六条の二第二項の規定により、同条第二項の規定による勧告を受けた指定居宅サービスマス事業者が勧告に従わなかった旨の公表すること。</p> <p>リ 法第七十六条の二第三項の規定により、同条第二項の規定による勧告を受けた指定居宅サービスマス事業者の記載事項の訂正の申請を受理すること。</p> <p>ホ 法第十二条第一項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請を受理すること。</p> <p>ヘ 法第十七条第一項に規定する一般旅券の紛失又は焼失の届出を受理すること。</p> <p>ト 法第十九条第五項の規定により返納される一般旅券を受理すること。</p> <p>チ 法第十九条第六項の規定により、返納される一般旅券に消印をし、還付すること。</p> <p>一の四 三 略</p> <p>三の二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ 二 略</p> <p>ホ 法第五十二条第一項に規定する指定介護予防サービスマス事業者の指定をすること。</p> <p>ヘ 略</p>	<p>による一般旅券の記載事項の訂正の申請を受理すること。</p> <p>ホ 法第十二条第一項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請を受理すること。</p> <p>ヘ 法第十七条第一項に規定する一般旅券の紛失又は焼失の届出を受理すること。</p> <p>ト 法第十九条第五項の規定により返納される一般旅券を受理すること。</p> <p>チ 法第十九条第六項の規定により、返納される一般旅券に消印をし、還付すること。</p> <p>一の四 三 略</p> <p>三の二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ 二 略</p> <p>ホ 法第五十二条第一項に規定する指定介護予防サービスマス事業者の指定をすること。</p> <p>ヘ 略</p>
<p>佐賀中部広域連合</p>	
<p>一 三 略</p> <p>三の二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ 二 略</p> <p>ホ 略</p> <p>ヘ 法第七十六条第一項の規定により、報告等を命じ、出頭を求め、又は当該職員をして質問させ、若しくは設備等を検査させること。</p>	<p>一 三 略</p> <p>三の二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ 二 略</p> <p>ホ 略</p> <p>ヘ 法第七十六条第一項の規定により、報告等を命じ、出頭を求め、又は当該職員をして質問させ、若しくは設備等を検査させること。</p>
<p>佐賀中部広域連合</p>	

	<p>事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>ヌ・ル 略</p> <p>ヲ 法第八十三条の二第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者に対し厚生労働省令で定める基準を遵守すべきことを勧告すること。</p> <p>ワ 法第八十三条の二第一項の規定により、同条第一項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が勧告に従わなかった旨の公表すること。</p> <p>カ 法第八十三条の二第二項の規定により、同条第一項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>コ 略</p> <p>ク 法第五十五条の五の規定による指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の名称等の変更等の届出を受理すること。</p> <p>ケ 法第五十五条の七第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者に対し厚生労働省令で定める基準を遵守すべきことを勧告すること。</p> <p>コ 略</p> <p>ケ 法第五十五条の七第二項の規定により、同条第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が勧告に従わなかった旨の公表すること。</p> <p>ツ 法第五十五条の七第三項の規定により、同条第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p>
	<p>ト・チ 略</p> <p>リ 法第八十三条第一項の規定により、報告等を命じ、出頭を求め、又は当該職員をして質問させ、若しくは帳簿書類その他物件を検査させること。</p> <p>又 略</p>
	<p>係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>ネ 法第五十五条の八第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者の指定を取り消し、又は効力を停止すること。</p> <p>三の三、九の四 略</p> <p>九の五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ、ホ 略</p> <p>九の六 商工会議所法(昭和二十八年法律第四十三号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ、ト 略</p> <p>十 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号。以下この号及び次号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの(二以上)の市町の区域にまたがる事務を除く。)</p> <p>イ、ヲ 略</p> <p>ワ 法第五十五条において準用する民法第八十三条の規定による清算終了の届出を受理すること。</p> <p>十の二 法第五十二条の二第二項の規定により、合併の認可をすること。</p> <p>十の二の二 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ、ニ 略</p> <p>十の三 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>佐賀市 唐津市 小城市</p> <p>佐賀市 伊万里市 小城市</p>
	<p>三の三、九の四 略</p> <p>九の五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ、ホ 略</p> <p>九の六 商工会議所法(昭和二十八年法律第四十三号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ、ト 略</p> <p>十 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ、ヲ 略</p> <p>ワ 法第五十五条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十三条の規定による清算終了の届出を受理すること。</p> <p>十の二 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ、ニ 略</p> <p>十の三 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>佐賀市 唐津市 小城市</p> <p>佐賀市 伊万里市</p>

<p>第二二条(佐賀県小規模水道条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p>第十四条 鹿島市の区域におけるこの条例の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、鹿島市が小規模水道を設置する場合を除き、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		改 正 後	改 正 前
		イ ト 略	イ ト 略
第二二条の二 法第六十五条第一項の規定により、土地の形質の変更等の許可を行うこと。(二)以上の市町の区域にまたがる事務を除く。	小城市	イ ト 略	イ ト 略
第二十三条 第二十七の三 略	唐津市 島橋市 武雄市 小城市 有田町 白石町	第二十三条 第二十七の三 略	第二十三条 第二十七の三 略
第二十七の四 地方自治法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第九条の五第一項の規定により、新たに生じた土地の確認の届出を受理すること。 ロ 法第二百六十条第一項の規定により、市町区域内の町又は字の区域に係る届出を受理すること。	唐津市 島橋市 武雄市 小城市 有田町 白石町	第二十七の四 地方自治法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第九条の五第一項の規定により、新たに生じた土地の確認の届出を受理すること。 ロ 法第二百六十条第一項の規定により、市町区域内の町又は字の区域に係る届出を受理すること。	第二十七の四 地方自治法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第九条の五第一項の規定により、新たに生じた土地の確認の届出を受理すること。 ロ 法第二百六十条第一項の規定により、市町区域内の町又は字の区域に係る届出を受理すること。
第二十八 略		第二十八 略	第二十八 略

<p>第十五条 佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成十八年三月二十三日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>●佐賀県条例第十号</p> <p>佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例</p> <p>佐賀県特別会計設置条例(昭和三十九年佐賀県条例第十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条に次の一号を加える。</p> <p>十四 佐賀県育英資金特別会計 佐賀県育英資金貸付事業</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>参考資料</p> <p>佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表</p>		改 正 後	改 正 前
		(設置)	(設置)
第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百九条第二項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業を行うために設置する。	第十四 佐賀県育英資金貸付事業	第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百九条第二項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業を行うために設置する。	第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百九条第二項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業を行うために設置する。
一 十三 略		一 十三 略	一 十三 略
第十四 佐賀県育英資金貸付事業	金特別会計	第十四 佐賀県育英資金貸付事業	金特別会計

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第十一号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例(平成十二年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十三号中「四万千円」の下に「(電子申請にあつては、三万七千円)」を加え、同表第三十九号中「一万八千七百五十円」の下に「(電子申請にあつては、一万七千五百九十円)」を加え、同表第四十号中「金額」を「金額(電子申請にあつては、四分の三に相当する金額から千百六十円を差し引いた金額)。ただし、」に、「六千円」を「六千円(電子申請にあつては、五分の三に相当する金額から千百六十円を差し引いた金額)」を加え、同表第四十一号中「相当する金額」の下に「(電子申請にあつては、八千円)」を加え、同表第四十五号のイ中「八千五百円」の下に「(電子申請にあつては、八千円)」を加え、同号のロ中「六千七百円」の下に「(電子申請にあつては、六千二百円)」を加え、同表第四十九号のイ中「一万円」の下に「(電子申請にあつては、九千五百円)」を加え、同号のロ中「九千四百円」の下に「(電子申請にあつては、八千九百円)」を加え、同号のハ及びニ中「一万円」の下に「(電子申請にあつては、九千五百円)」を加え、同号のホ中「九千四百円」の下に「(電子申請にあつては、八千九百円)」を加え、同表第五十二号のイ中「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」の下に「圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器」を加え、同表第八十号中「二万三千円」の下に「(電子申請にあつては、二万二千五百円)」を加え、同表第九十二号を次のように改める。

九十二 削除

別表第一第九十三号中「第二十条第一項第九号」を「第二十条第一項第六号」に改め、同表第九十四号及び第九十五号を次のように改める。

九十四 介護保険法(平成九年法律第九十二号)第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護支援専門員証の交付を受けようとする者	介護支援専門員証交付手数料	三千八百円	交付申請のとき
九十五 介護保険法第六十九条の八第一項の規定に基づく介護支援専門員証の有効期間の更新の申請に対する審査	介護支援専門員証の有効期間の更新を申請する者	介護支援専門員証有効期間更新申請手数料	三千八百円	更新申請のとき

別表第一第九十五号の次に次の四号を加える。

九十五の二 介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査	介護老人保健施設の開設の許可を申請する者	介護老人保健施設開設許可申請手数料	六万三千元	許可申請のとき
九十五の三 介護保険法第九十四条第二項の規定に基づく介護老人保健施設の入所定員等の変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。以下この号において同じ。)の申請に対する審査	介護老人保健施設の入所定員等の変更の許可を申請する者	介護老人保健施設変更許可申請手数料	三万三千元	許可申請のとき
九十五の四 介護保険法第十五条の二十九第二項の規定に基づく介護サービス情報	介護サービス情報の報告に係る調査を受けようとする者	介護サービス情報の報告に係る調査手数料	四万六千元	調査を受けようとするとき

報の報告に係る調査	九十五の五 介護保険法第十五条の二十九第三項の規定に基づく介護サービス情報の報告の内容及び報告に係る調査の結果の公表を受けようとする者	介護サービス情報の報告内容及び報告に係る調査結果公表手数料	一万五千元	報告を行うとき
-----------	---	-------------------------------	-------	---------

別表第一第四百十五号中「二万五千元」の下に「電子申請にあつては、九千円」を加え、同表第五百十九号から第六十一号までの規定中「三千九百円」の下に「(電子申請にあつては、二千七百元)」を加え、同表第六十七号中「二万九千元」の下に「(電子申請にあつては、二万五千元)」を加え、同表第六十八号中「二万千元」の下に「(電子申請にあつては、八千五百円)」を加え、同表第六十九号中「二万九千元」の下に「(電子申請にあつては、二万五千元)」を加え、同表第七十号中「二万千元」の下に「(電子申請にあつては、八千五百円)」を加え、同表第七十二号のイ中「七千五百円」の下に「(電子申請にあつては、六千円)」を加え、同号のロ中「五千三百円」の下に「(電子申請にあつては、四千四百円)」を加え、同表第七十三号中「二千元」の下に「(電子申請にあつては、千六百元)」を加え、同表第八十七号の二の二の下の「(電子申請にあつては、千六百元)」を加え、同表第八十七号の二の二の下の欄に次のように加える。

ヲ 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発のみに係る調査 一万五千二百円

別表第一第八十七号の三の手数料の欄に次のように加える。

ヲ 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発のみに係る調査 三万六百元 (調査品目の数が二以上である場合は、三万六百元と調査品目の数から一を減じた数に五百円を乗じて得た額との合計額)

別表第一第八十七号の四の手数料の欄に次のように加える。

ヲ 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発のみに係る調査 一万五千二百円

別表第一第八十七号の五の手数料の欄に次のように加える。

ヲ 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発のみに係る調査 三万六百元 (調査品目の数が二以上である場合は、三万六百元と調査品目の数から一を減じた数に五百円を乗じて得た額との合計額)

別表第一第二百四十七号から第二百四十九号までを次のように改める。

二百四十七 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号)第十条第一項の規定に基づく動物取扱業の登録の申請に対する審査	動物取扱業の登録を申請する者	動物取扱業登録申請手数料	一万五千元	登録申請のとき
二百四十八 動物の愛護及び管理に関する法律第十三条第一項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査	動物取扱業の登録の更新を申請する者	動物取扱業登録更新申請手数料	一万五千元	更新申請のとき
二百四十九 動物の愛護及び管理に関する法律第二十六条第一項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	特定動物の飼養又は保管の許可を申請する者	特定動物の飼養又は保管許可申請手数料	二万円	許可申請のとき

別表第一第二百四十九号の次に次の三号を加える。

二百四十九の二 動物の愛護及び管理に関する法律第二十八条第一項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可に係る事項の変更の許可を申請する者	特定動物の飼養又は保管の変更の許可を申請する者	特定動物の飼養又は保管変更許可申請手数料	二万円	許可申請のとき
---	-------------------------	----------------------	-----	---------

は保管の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	二百四十九の三 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号) 第二條第六項の規定に基づく動物取扱業の登録証の再交付	動物取扱業の登録証の再交付を受けようとする者	動物取扱業登録証再交付手数料	二千五百円	再交付申請のとき
二百四十九の四 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第十五條第六項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の再交付	特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付を受けようとする者	特定動物の飼養又は保管許可証再交付手数料	三千円	再交付申請のとき	

別表第一第二二百八十号中「八千円」の下に「電子申請にあつては、七千九百円」を加え、同表第二二百八十五号から第二二百八十七号までを次のように改める。

二百八十五 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二十号)第十八條の規定に基づく通訳案内士の登録の申請に対する審査	通訳案内士の登録を申請する者	通訳案内士登録申請手数料	五千百円	登録申請のとき
二百八十六 通訳案内士法第二十三條の規定に基づく通訳案内士の登録証の訂正	通訳案内士の登録証の訂正を受けようとする者	通訳案内士登録証訂正手数料	四千円	訂正申請のとき
二百八十七 通訳案内士法第二十四條の規定に基づく通訳案内士の登録証の再交付	通訳案内士の登録証の再交付を受けようとする者	通訳案内士登録証再交付手数料	四千円	再交付申請のとき

別表第一第三百十四号のイ中「三万円」を「三万二千円」に改め、同号のロ中「六万円」を「六万四千円」に、「三万円」を「三万二千円」に改め、同表第三百二十号のイ中「三百円」を「三百五十円」に改め、同号のロ中「六百円」を「八百円」に改め、同号のホ中「三十円」を「五十円」に改め、同号のト中「七十円」を「六十円」に改め、同表第三百二十二号のイの(1)中「四百円」を「五百五十円」に、「千円」を「九百円」に改め、同号のロ中「千円」を「千円」に改め、同表第三百二十四号中「七十円」を「六十円」に改める。

別表第二第六号の次に次の二号を加える。

六の二 別表第一第九十五号の四に掲げる手数料	介護保険法第百十五條の三十第一項に規定する指定調査機関
六の三 別表第一第九十五号の五に掲げる手数料	介護保険法第百十五條の三十六第一項に規定する指定情報公表センター

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一第九十二号及び第九十三号の改正規定並びに附則第二項及び第三項の規定は公布の日から、同表第二二百四十七号から第二二百四十九号までの改正規定及び同号の次に三号を加える改正規定は同年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第五十五号)附則第六條の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一條の規定による改正前の旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十条第一項第六号、第七号又は第八号に規定する一般旅券の再発給事務に係る手数料については、この条例による改正前の佐賀県手数料条例別表第一第九十二号の規定は、この条例の施行後も、